

試験日 令和6年7月24日(水曜) 4時限目

科目名 法学入門 担当者 三柴 丈典 法学部全学科 1学年以上

次の各問いに対する解答またはカッコ内に入る語句として、最も適切な選択肢を1つ選び、該当する番号を解答用紙にマークせよ。

なお、解答用紙(マークシート)に解答以外のことを書いた場合、減点の対象となる。

【配点】

1～20問目:4点

21～24問目:5点

(1)法に関する説明として、適切なものはどれか。

- ①行為規範は一般人向けであり、裁判規範は裁判官向けの規範といえる。
- ②国家機関の体制や役割を定めた組織規範は法になり得ない。
- ③法とは、概ね、行政機関によって強制される社会規範であり、裁判規範とは異なる。
- ④法は、「～である」という自然法則と一致する。

(2)法に関する説明として、適切なものはどれか。

- ①日本の民法の条文のうち、強行規定は同法1条、90条、親族相続法関係の規定など、一部に限られている。
- ②日本国憲法13条は、同憲法の中でも、特に実定法的な思想を反映している。
- ③自然法と不文法はほぼ同じものである。
- ④条理とは、社会常識に照らしてある程度説明可能な論理や道理などを意味し、明治8年に発布された太政官布告でも言及されていたが、法源には当たらない。

(3)法に関する説明として、適当でないものはどれか。

- ①条例も各省庁が策定する規則(省令)も、法律から委任を受けたものを中心として、法源に含まれる。
- ②法源の1つである不文法には慣習法が含まれるが、判例は含まれない。
- ③商法第1条第2項の定めにかかわらず、商慣習法は民法の強行規定には劣後する。
- ④法源とは、一般的に、裁判で事件を解決する際の基準となる法をいう。

(4)リーガル・マインドに関する説明として、適切なものはどれか。

- ①リーガル・マインドとは、抽象的な法律問題などにおいて、その解決のために参照すべき法令、判例、学説などの法源を見出し、それらを合理的に解釈して適用し、論理的な結論を導く能力などと説明できる。

②リーガル・マインドとは、具体的な事件などにおいて、その解決のために参照すべき法令、学説を見出し、それらを合理的に解釈して適用し、倫理的な結論を導く能力などと説明できる。

③リーガル・マインドとは、参照すべき法令、判例、学説などの法源を見出し、それらを適正に解釈して適用することによって、具体的な事件の発生を防止する能力などと説明できる。

④リーガル・マインドとは、具体的な事件などにおいて、その解決のために参照すべき法令、判例、学説などの法源を見出し、それらを適正に解釈して適用し、論理的かつ妥当な結論を導く能力などと説明できる。

(5)法の体系に関する説明として、適当なものはどれか。

①民事訴訟法は公法に属する。

②法令という言葉は、一般に、法律と命令を合わせた呼称であり、条例や地方自治体が制定する規則、最高裁判所規則などは含まれない。

③通達は、概ね、各省や行政委員会などの内部の意思統一のためのルールだが、法的拘束力を持つ。

④公法は、国や自治体など公の機関のあり方などについて定める法の体系であり、私法とは、私人同士の関係などを定める法の体系であり、公の機関と私人の関係に関するものを含む。法律の中には、その双方の性格を持つものもある。

(6)法の体系に関する説明として、適当なものはどれか。

①日本の民法など、戦前につくられた法律の多くは、ドイツやフランスなどの大陸法系の国々(の法律)の影響を強く受けているが、戦後につくられた憲法や労働基準法などの法律は、アメリカ(の法律)の影響を強く受けている。後者はパンデクテン方式が一般的である。

②条約は、日本国憲法98条に照らし、締結済みであれば、一般的に、国内でも、強い／高い法源性が認められているが、少なくとも憲法には劣後するとの解釈が有力である。

③内閣が制定する命令を省令、国務大臣が制定する命令を政令という。

④憲法は、国の最高かつ基本的な法規であり、国の基本的な価値基準やありようを示すものであり、直接・間接を問わず、民事事件に適用されたことはない。

(7)法の体系に関する説明として、適当なものはどれか。

①民事事件でも、賠償請求が認容された場合、有罪という。

②商法典は、民法との関係では一般法だが、会社法との関係では特別法である。

③刑事法は、主に、国の秩序を犯す行為(犯罪)の処罰を主な目的としており、民事法は、私人間の権利義務関係の調整・判定によるもめごとの解決を主な目的としており、後者の主な違法性の判断基準は、加害者の行為の悪質性である。

④実体法とは、法律関係や権利義務関係の中身や判断基準を定める法体系であり、手続法と対置される。実定法は、不文法と対置される用語である。

(8) 裁判所に関する説明として、適当でないものはどれか。

① 裁判員に選ばれた国民は、所定の理由がなければ辞退できない。

② 裁判員制度では、裁判員の精神的ショックを避けるため、重大な犯罪に関する刑事事件は対象外とされている。

③ 陪審員制度では、有罪・無罪を陪審員が判断する。職業裁判官は、量刑を判断する段階で関わる。陪審員は事件ごとに無作為で選任される。他方、参審制度では、職業裁判官の関与のもとで、有罪・無罪、量刑の判断の双方を参審員が行い、参審員は任期制で団体等の推薦により選任される。

④ 裁判員制度の趣旨には、国民に司法実務を学ばせ、身近なものとする、国民の常識感覚を裁判に反映させることなどが含まれている。

(9) 裁判所に関する説明として、適当でないものはどれか。

① 地方裁判所に係属する事件は単独裁判官により審理されることが多いが、事件の重大性などにより、合議体で審理されることもある。

② 高等裁判所での裁判は、原則として3名の合議体によって審理される。

③ 最高裁判所の全判事と高等裁判所の裁判長に限り、自身の見解を反対意見や補足意見として表明できる。

④ 最高裁判所の長官は内閣の指名に基づいて天皇によって任命され、14名の判事と高等裁判所の長官は、内閣によって任命され、天皇の認証を受ける。

(10) 裁判所に関する説明として、適当でないものはどれか。

① 司法試験に合格していない者でも、簡易裁判所の裁判官になれる。

② 家庭裁判所の管轄には、家事(民事)事件のほか、少年の非行事件についての審判も含まれる。

③ 平成16年の人事訴訟法の施行により、夫婦、親子関係の紛争などの家事事件については、調停のほか、審判も家庭裁判所が取り扱うこととなった。

④ 簡易裁判所は、訴額が140万円以下の民事事件や、制裁が罰金以下(ないし少なくとも罰金が法定刑に選択的に含まれている)の比較的軽い犯罪に関する刑事事件について、第一審の裁判権を持っている。

(11) 裁判所に関する説明として、適当でないものはどれか。

① 判決ではない審判に対する上級審への不服の申し立てを抗告という。

② 高等裁判所が上告審となることもある。

③ 第一審、控訴審、上告審、判決手続と執行手続で管轄する裁判所が定まる場合のように、扱う事件の性質自体が異なる管轄の決定ルールを事物管轄といい、同じ第一審であっても、訴額によ

り簡易裁判所と地方裁判所の管轄が定まる場合のように、取り扱う事件のレベルによる管轄の決定ルールを職分管轄という。

④刑事事件の判決への控訴は、原則として高等裁判所に行い、同じく簡易裁判所での民事事件の判決への控訴は、原則として地方裁判所に行う。

(12) 法律条文に関する説明として、適当でないものはどれか。

①32条の4の2の「前条」は、31条となる。

②条文中の号は、通例、名詞または体言止めによって表現され、具体的な事物等を列挙する必要がある場合に用いられることが多い。

③1つの項の中の条文が2つの文から成り立ち、後段の文が例外を定めている場合、前段を本文、後段をただし書と呼ぶ。

④条文を削除する場合は欠番となり、挿入する際は、内容的に近い条文に枝番号を付けたり、当該条文を再編するなどし、以降の条文の番号を繰り下げたりはしない。

(13) 法律条文に関する説明として、適当でないものはどれか。

①妻という法律上の文言がある場合に、夫は含めないような解釈を反対解釈という。

②法解釈では、そもそも立法趣旨を踏まえることが重要だが、社会情勢の変化等に応じ、それを超えた解釈も行われ得る。

③妻という法律上の文言を事実上夫婦関係が破たんした状態の妻に適用しないような解釈を、縮小解釈という。

④妻という法律上の文言を内縁の妻に適用するのは類推解釈、婚約者に適用するのは拡大解釈となる。

(14) 法律条文に関する説明として、適当でないものはどれか。

①消費貸借契約に関する民法587条は、「消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」と定めている。

この条文が示す消費貸借契約成立の要件事実、1 返還約束 と 2 金銭等の授受の約束だと解し得る。

②売買契約に関する民法555条は、「売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」と定めている。

この条文が示す売買契約成立の要件事実、1 財産権移転の約束 と 2 代金支払の約束だと解し得る。

③「A及びB並びにC」は、(A and B) and C という意味になる。

④「A又はB若しくはC」は、A or (B or C) という意味になる。

(15) 判例に関する説明として、適当でないものはどれか。

①日本では、裁判所法4条により、判例の法的拘束力は、当該事件に限り、下級の裁判所での裁判に及ぶこととされている。

②民事訴訟法や刑事訴訟法では、上告できる場合を、原則として憲法違反、憲法解釈の誤りがある場合等に制限しているが、民事訴訟法第318条は、民事事件について、法定の上告理由がなくても、法令違反や最高裁の判例違反がある場合には、上告受理の申立ができる旨を規定している。刑事訴訟法に同様の規定はない。

③判例とは、裁判所が示した法解釈のうち、先例として後の事件の裁判に踏襲され得るものことで、一定の蓄積を経て理論化したものを判例法理といい、判例法理が条文化された好例として、労働契約法が挙げられる。下級審の示した法解釈を裁判例、最高裁の示した法解釈を判例と呼び分けることも多い。

④裁判所法第10条第3号により、最高裁が以前に出した判例を変更する場合には、大法廷で判決を下さねばならない。

(16) 法律用語に関する説明として、適当でないものはどれか。

①期日とは、訴訟法上は、裁判上、裁判所等において訴訟行為を行う日を指し、実体法上は、法律上の行為やその効果の発生が特定の日にかかる場合のその日を指す。

②法人の対義語は自然人であり、双方ともに権利義務の主体となり得る。

③俗に言う「出世払い」は、法的には条件として扱われるが、古い判例の中には、期限であって、出世しないことが明らかになった時点で貸金の返還を請求できるとしたものがある。

④新たに成立した法律は、施行日の定めがなければ、無効となる。

(17) 法律用語に関する説明として、適当でないものはどれか。

①判決は、法廷での口頭弁論を経て裁判所が下すものであり、決定は、法廷での弁論を経て裁判官が下すものであり、命令は、法廷での弁論を経る必要がないうえ、裁判官が下すこともできる。

②「10月1日以前」には10月1日が含まれるが、「10月1日前」には10月1日は含まれない。

③刑法は、故意犯のみの処罰を基本とするが、「不作為」を犯罪とする定めもある。

④「みなす」は反証を許さない決めつけ、「推定する」は反証があれば覆し得る決めつけを意味し、婚姻中に出生した子はその夫婦の子と「推定さ」れる。

(18) 日本国憲法に関する説明として、適当でないものはどれか。

①統治機構は、人権保障を目的とする手段と解することもできる。

②第13条は、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が、公共の福祉による制約を受け旨を定めている。公共の福祉には、人権同士の調整や、合憲な立法、公共政策が含まれ得る。

③その基本原理は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であり、前二者は個人の尊重と関係すると解されている。

④憲法学者には、現行の日本国憲法は立憲主義をとっており、国などの権限を制約し、個々の国民(の利益)を尊重させることを重要な目的にしていると解する者が多い。

(19)民法に関する説明として、適当でないものはどれか。

①意思能力を持たない者による法律行為は無効だが(新民法第3条の2)、原則として善意の第三者との関係でも対抗できると解されている。

②行為能力とは単独で確定的に有効な意思表示をする(精神的・知的な)能力を意味する。制限行為能力者には、精神・知的障害者の一部のほか、未成年者も含まれる。

③意思能力とは自分の行為の結果を認識・判断する能力を意味する。

④権利能力とは私法上の権利義務の主体となる資格を意味し、自然人の場合、基本的には意思能力が備わったときに獲得する。

(20)民法に関する説明として、適当でないものはどれか。

①物権は物に対する絶対性を持つ支配権だが、債権は人に対する相対性を持つ請求権であり、本案訴訟で権利義務が確定し、原告が債務名義を得ても、執行裁判等で改めてその執行可能性を認められなければ強制執行できない。

②その基本原理は、私的自治の原則、所有権絶対の原則、過失責任の原則である。これに権利能力平等の原則を加える見解もある。

③平成25年9月4日の最高裁大法廷の判決で、民法第900条 非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定は法律婚の尊重を理由に合憲とされたが、その後、同規定は改正された。

④私的自治の原則の例外として、消費者契約法、労働契約法、労働基準法の定めなどがある。また、過失責任の原則の例外として、自動車損害賠償保険法や製造物責任法(PL法)などがある。

(21)刑法に関する説明として、適当でないのはどれか。

①罪刑法定主義とは、どういう行為を犯罪として、どのような刑を加えるかは、予め法律で定め、明らかにしておかねばならないとの考え方をいう。

②刑法総則の規定は、刑法典以外の特別刑法にも適用される。

③外形上、構成要件に該当しても、医師による医療行為、ボクシングの試合など正当事由がある場合には、構成要件に該当しないこととなり得る。

④構成要件に該当しても、重い精神疾患で事理弁識能力を欠く、脅迫されて自由が奪われているなどの場合は、有責性(責任能力)なしとして、無罪となる。

(22)商法に関する説明として、適当でないものはどれか。

①会社法上の会社には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の4つがあり、このうち無限責任社員のみで構成されるのが合名会社と合資会社である。

②会社法上の公開会社とは、株式(の一部)の譲渡を制限していない会社のことである。

③株式会社の株主は、有限責任社員である。

④会社法は企業の組織に関する法律であり、商法典(商法総則・商行為)は企業の事業活動に関する法律であり、手形法・小切手法は事業活動上の決済手段である手形・小切手に関する法律である。

(23) 民事訴訟法に関する説明として、適当でないものはどれか。

①民事事件でも、訴訟の進行については裁判所が主導権を有する職権進行主義を採用している。

②処分権主義とは、審査範囲は裁判所が決定するが、訴訟手続きの開始や終了等を当事者に委ねる考え方のことである。

③弁論主義とは、裁判所による認定判断は当事者が自ら主張立証する責任を負い、裁判所が積極的に探査する必要がないとの原則のことである。

④裁判手続では、争点・証拠の整理から弁論終結までの間に和解勧告がなされ、和解が成立することもある。

(24) 刑事訴訟法に関する説明として、適当でないものはどれか。

①強制捜査の一環としての逮捕には、現行犯逮捕、通常逮捕、緊急逮捕の3種類があり、通常逮捕と緊急逮捕は、原則として検察官、検察事務官、司法警察職員しか行うことができないが、現行犯逮捕は、私人も行える。

②刑事裁判における犯罪事実の立証責任は検察官側にあり、「疑わしきは罰せず」の考え方に基づき審査される。

③警察による逮捕の後、48時間以内に身柄を検察官に送検(送致)せねばならず、検察官はそこから24時間以内に勾留請求するか、釈放するか、起訴するかを決めねばならない(検察による逮捕の場合は逮捕から決定まで48時間以内となる)。勾留は原則10日間だが、必要に応じ10日間に限り(例外につき更に5日間)延長され得る。

④刑事裁判では、客観的・実質的な真実が追及されるが(実体的真実主義)、裁判所が証拠の確保を図ることはない。